

## 各事業における運転廃棄物の状況について

## 1. 運転廃棄物とは

PCB 廃棄物処理施設で発生する廃棄物のうち、施設の日々の運転、定期点検及び事故等への対応に伴い発生する、廃活性炭、使用済み防護服、ウエスなどの廃棄物（PCB 廃棄物を処分するために処理した結果発生する廃棄物を除く。）を、「運転廃棄物」と呼ぶ。

## 2. 運転廃棄物の発生、処理、保管の状況

運転廃棄物の中には PCB が付着していないものも含まれ、PCB が付着しているものについても程度は様々であるが、大部分が各事業所で保管されている。

各事業所とも 200l ドラム缶で 1,000～2,000 本程度の運転廃棄物を保管中。

各事業所とも今後も毎年ドラム缶で数百本程度、全体で 3 千数百本発生。

数量的に多いのは、廃活性炭、防護服、ウエスなどであるが、廃アルカリ洗浄剤、漏洩事故時に回収した管路保温材などもある。

そのほか東京事業所では、運転廃棄物以外に試運転用の廃電気機器や安定器からとりはずしたアスファルト殻なども保管している。

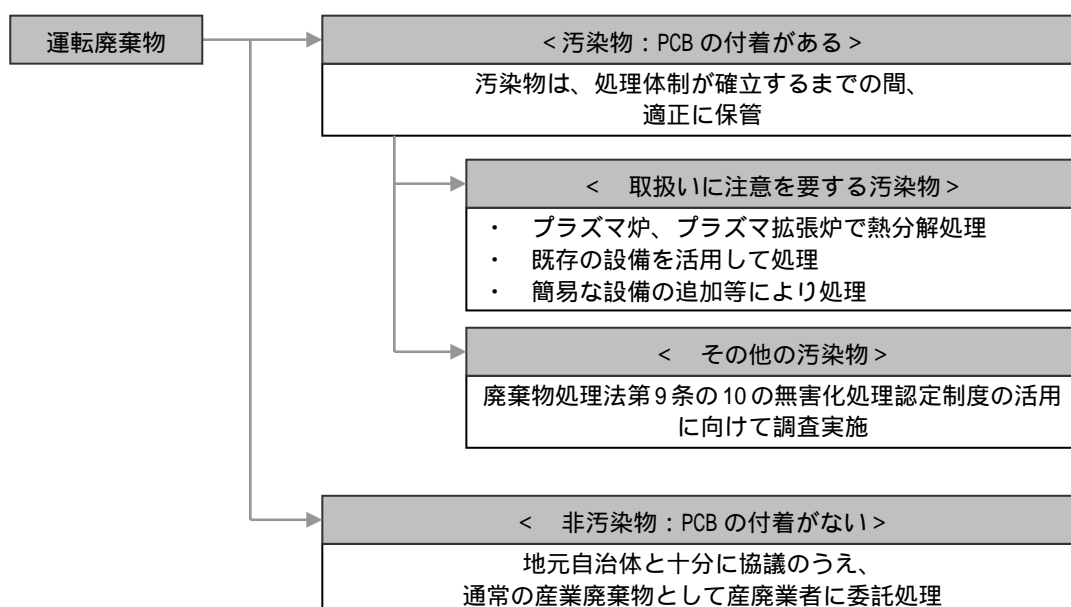
## 3. 処理方針

運転廃棄物を PCB の付着状況、各事業所での処理可能性等に応じて区分し、区分に応じた処理が合理的かつ計画的に進められるよう、以下の方針により運転廃棄物の処理を進める。

管理区域内の清掃廃棄物、PCB 原液を拭き取ったウエスなど高濃度の PCB の付着が確認されたものは、プラズマ炉、VTR など自社内の PCB 廃棄物処理設備で処理。

環境省における微量 PCB 混入廃電気機器等の処理に係る実証試験及び方策の検討を踏まえ、運転廃棄物のうち、PCB の付着量がこれまでの実証試験と同程度のものは、今後実証試験を実施したうえで、無害化処理認定の対象となるよう環境省に働きかけを行う。

廃活性炭等で PCB の付着がないことが確認されたものは、地元都道府県市と相談のうえ、通常の産業廃棄物として払い出す。



#### 4. 「運転廃棄物の PCB 測定」の実施

上記処理方針を踏まえ、PCBの付着状況等に応じた運転廃棄物の合理的な処理方法を検討し、行政機関等との調整を行うと共に、処理施設の整備・改善の検討に資するため、各事業所で発生した各種運転廃棄物（廃活性炭、化学防護服、ウェスなど）について、単位重量当たりのPCB含有量等を測定し、PCBの付着状況を解析する調査を実施中。